

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…一
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）…一
- 宅地建物取引業法による行政処分……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 豊島区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…三
- 食品衛生管理者登録講習会の登録……………（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…三
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………（東京海区）…三
- 管理処分計画の変更の縦覧……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始（二一件）……………（東京都収用委員会）…五

告示

●東京都告示第千五百五十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和四年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 葛飾区
二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路葛飾区画街路第六号線
三 事業施行期間 令和四年十二月九日から令和十一年三月三十一日まで
四 事業地 取用の部分 葛飾区四つ木一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千五百六十号
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称 I G O C O C H I 株式会社
二 支援法人の住所 新宿区高田馬場一丁目三十二番十号
三 支援業務を行う事務所 新宿区高田馬場一丁目三十二番十号

町田市中町一丁目二番五号
令和四年十一月二十八日

●東京都告示第千五百六十一号
宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和四年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者
（一）商号 株式会社MHコンサルティング
（二）代表者氏名 代表取締役 羽深 剛士
（三）主たる事務所 東京都世田谷区玉川田園調布二丁目五番七号
（四）免許証番号 東京都知事(1)第一〇五二四七号
（五）免許年月日 令和二年九月十一日

二 処分年月日 令和四年十一月三十日

三 処分内容 業務の全部の停止十五日間（令和四年十二月十五日から同月二十九日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号

●東京都告示第千五百六十二号
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

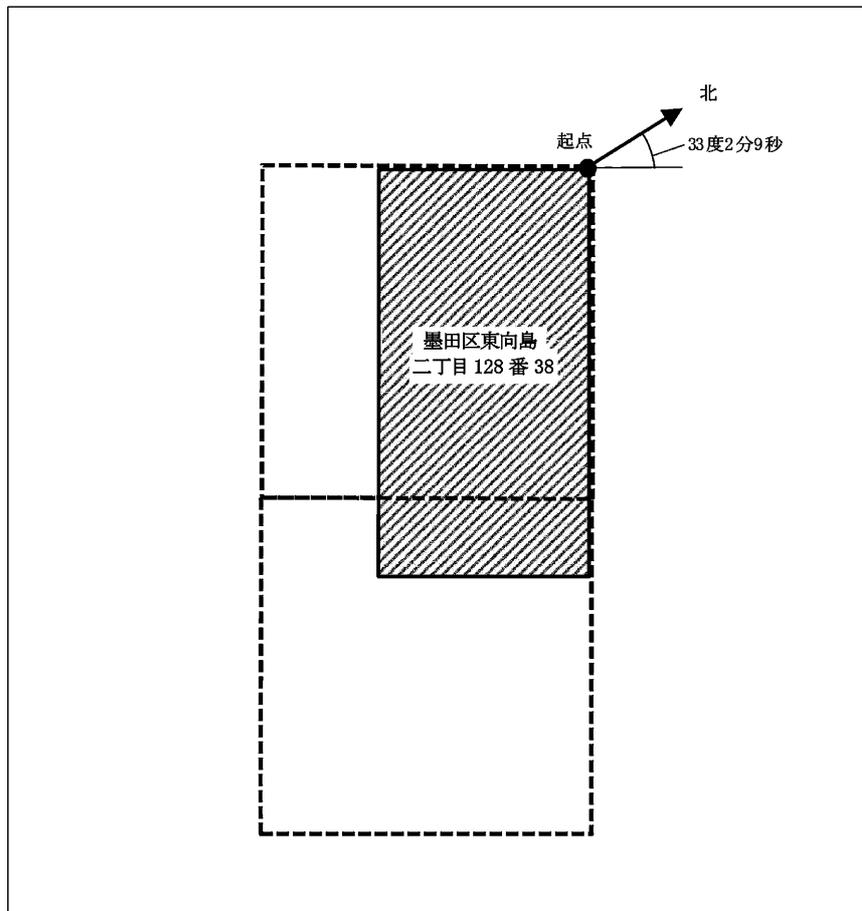
令和四年十二月九日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区東向島二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

別図



起点

起点は、墨田区東向島二丁目 128 番 38 の最北端とする。

格子の回転角度 (33度2分9秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれと平行して10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- 敷地境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千五百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、豊島区の児童自立支援施設に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

令和四年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

豊島区の児童自立支援施設に係る事務の委託
に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、豊島区（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第二条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を

甲に送付するものとする。

(収入の帰属)

第四条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

(収入及び支出の経理)

第五条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第六条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第七条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の廃止に伴う決算処理等)

第八条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第九条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和五年二月一日から施行する。

●東京都告示第千五百六十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十

八条第六項第四号に規定する講習会として、次のとおり登録したので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十四条第一号の規定に基づき告示する。
令和四年十二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人日本食品衛生協会

渋谷区神宮前二丁目六番一号

二 講習会の実施期間

(一) 食肉製品関係科目

令和五年二月十五日から同年七月二十一日まで

(二) 添加物関係科目

令和五年三月十五日から同年九月二日まで

三 登録年月日

令和四年十一月十八日

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十一号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるいか釣漁業（あおりいかを除く。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和四年十二月九日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
(一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

<p>(二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業</p> <p>(三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業</p> <p>(四) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業</p> <p>(五) 各地先共同漁業権漁場内における操業。ただし、その漁業権免許を有する漁業協同組合から同意を得られた場合はこの限りでない。</p> <p>(六) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業</p> <p>(七) 令和五年九月一日から令和六年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)</p> <p>(承認操業)</p> <p>二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>(一) 承認の対象者</p> <p>ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認を受け、水揚げした実績を有する者(操業実績報告書により確認できる者)</p> <p>イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業</p>	<p>秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見解書を提出し、委員会が特に認めた者</p> <p>ウ 前年度の承認実績はないものの、平成二十年度以降にこの漁業の承認を受け、かつ、水揚げした実績を操業実績報告書により確認できる者</p> <p>エ 資源の保護培養及び漁業調整上支障がなく、委員会が特に認めた者</p> <p>オ 試験研究機関</p> <p>(二) 承認隻数</p> <p>この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。</p> <p>東京都 百八十隻</p> <p>神奈川県 十三隻</p> <p>千葉県 二十一隻</p> <p>静岡県 八十三隻</p> <p>青森県 三隻</p> <p>高知県 四隻</p> <p>(三) 承認をしない場合</p> <p>ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合</p> <p>イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合</p> <p>ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合</p> <p>エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合</p> <p>(操業協定等)</p> <p>三 この漁業の承認を受けた者は、操業海域において、当</p>	<p>該漁業者との間又は他種漁業者との間で、漁場競合若しくは操業上の紛争が発生したときは、関係漁業者との間で操業協定書を締結する等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。この場合において、操業に関する協定等協議が整うまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)</p> <p>四 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。(承認の取消し)</p> <p>五 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。</p> <p>(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。</p> <p>(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。</p> <p>(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたととき。</p> <p>(操業実績報告書の提出義務)</p> <p>六 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和五年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>七 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるものの</p>
--	--	---

ほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

八 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

九 この指示の有効期間は、令和五年二月一日から令和六年一月三十一日までとする。

公 告

管理処分計画の変更の縦覧について

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業の管理処分計画を変更するため、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百十八条の十において準用する同法第八十三条第一項及び第五項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

- 一 縦覧期間 令和四年十二月十日から同月二十三日まで
- 二 縦覧場所 港区高輪二丁目十六番五号東武高輪第二ビル四階
東京都第二市街地整備事務所泉岳寺駅地区事務所
- 三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定

により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和4年12月9日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路環状第5の1号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和4年12月1日

別記のとおり

別記

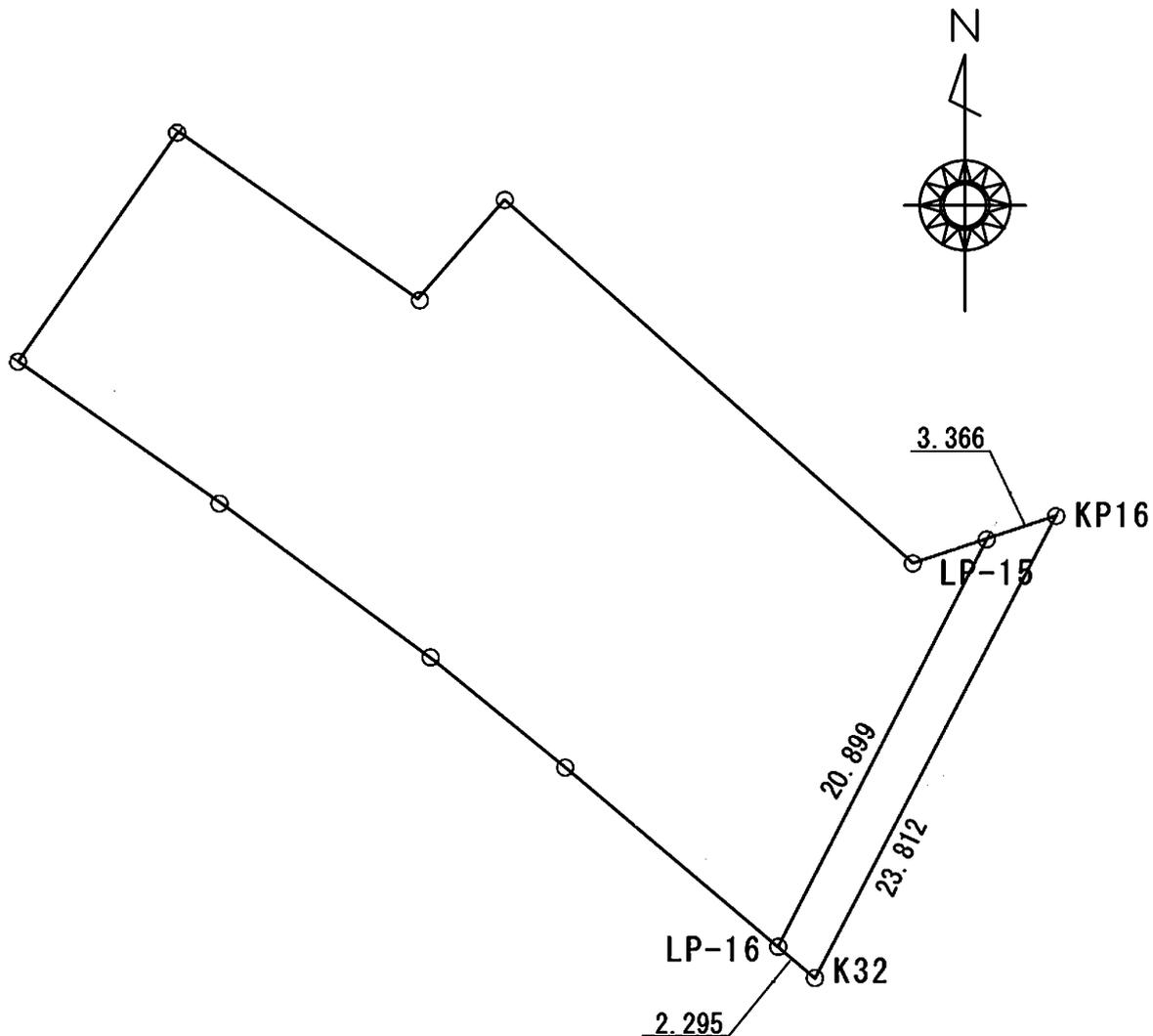
所在	裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都渋谷区神宮前一丁目	6番1	宅地	749.44 m ²	749.37 m ²	51.26 m ²	新生信託銀行株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都渋谷区神宮前一丁目6番1のうち

51.26 平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
KP16	-36552.558	-11458.339	-231469.906139
LP-15	-36553.685	-11461.511	227957.992279
LP-16	-36572.447	-11470.719	231719.994519
K32	-36573.886	-11468.930	-228105.548770
		倍 面 積	102.531889
		面 積	51.2659445
		地 積	51.26 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和4年12月9日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 町田市計画道路事業 3・3・50号小山宮下線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏
 名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和4年12月1日

別記のとおり

別記

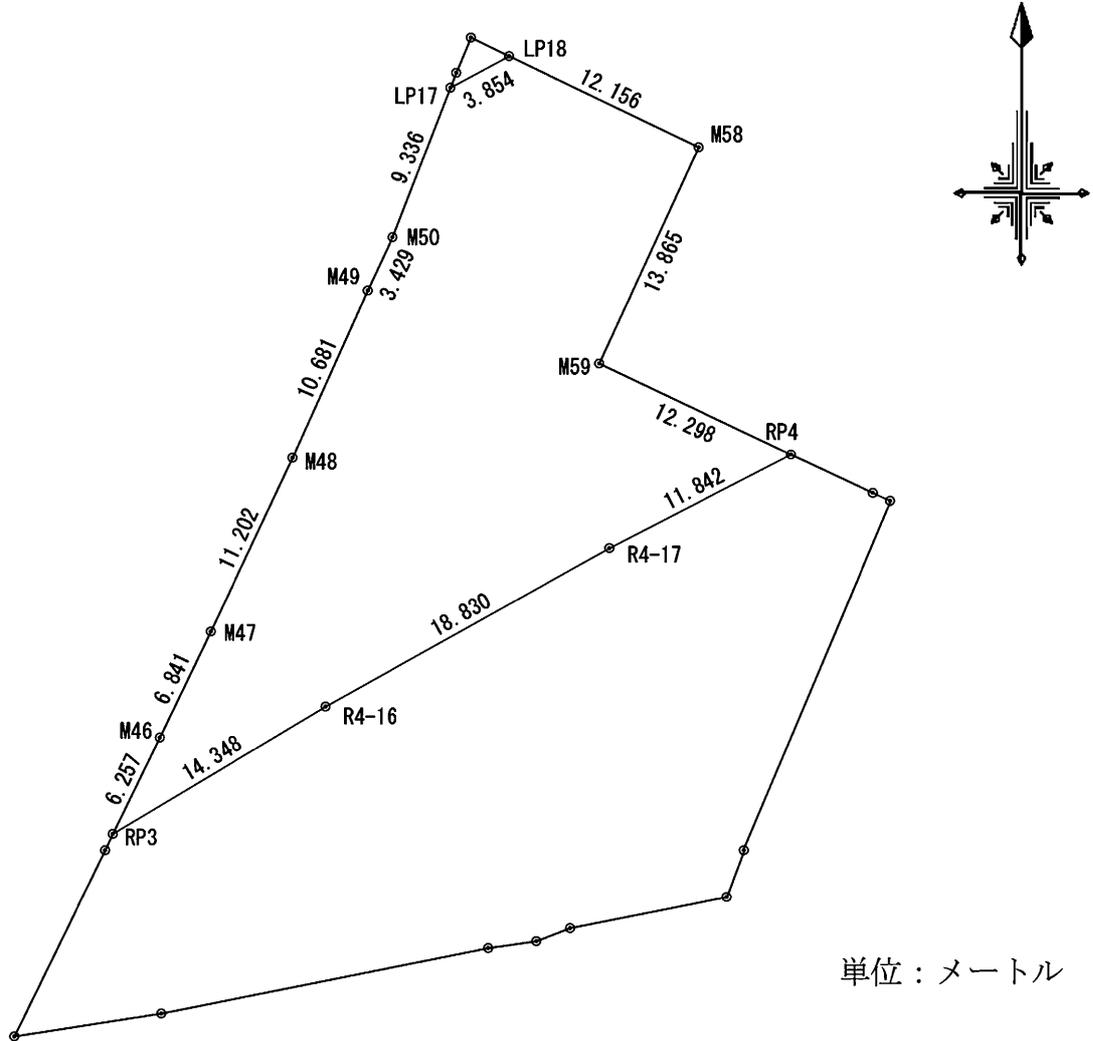
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都町田市小山町字九号	1163番1	畑	1228	1450.58	661.18	佐藤詮子 (持分 100 分の 75)	東京都町田市小山町 2446 番地	財務省	東京都千代田区霞が関三丁目 1 番 1 号	抵当権 平成 9 年 3 月 7 日 受付第 8150 号	別 図 の と 同 じ
						佐藤榮作 (持分 100 分の 25)	東京都町田市小山町 2446 番地			抵当権 平成 9 年 3 月 7 日 受付第 8151 号	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都町田市小山町字九号 1163 番 1 のうち

661.18 平方メートル



単位：メートル

NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
LP17	-44837.065	-41827.068	-6.744	302381.166360
M50	-44845.777	-41830.424	-4.791	214856.117607
M49	-44848.892	-41831.859	-5.769	258733.257948
M48	-44858.655	-41836.193	-9.066	406688.566230
M47	-44868.809	-41840.925	-7.678	344502.715502
M46	-44874.984	-41843.871	-5.635	252870.534840
RP3	-44880.634	-41846.560	9.578	-429866.712452
R4-16	-44873.190	-41834.293	28.671	-1286559.230490
R4-17	-44863.943	-41817.889	26.902	-1206929.794586
RP4	-44858.462	-41807.391	-0.598	26825.360276
M59	-44853.157	-41818.487	-5.354	240143.802578
M58	-44840.536	-41812.745	-5.193	232856.903448
LP18	-44835.226	-41823.680	-14.323	642174.941998
合計				-1322.370741
合計面積				661.1853705
地積				661.18 m ²

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 郵便番号
 163-8001
 定価

本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話
 〇三(三三二二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

